

# 年金加入期間等報告書

(氏名コード )

ふりがな				所属機関名								
組合員氏名												
生年月日	昭和・平成	年	月	日	基礎年金番号							
年金加入期間	年金制度(該当するものにマル)		資格取得年月日	資格喪失年月日	勤務先等							
	ア 国民年金	イ 第一号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	ウ 第二号厚生年金	エ 第三号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	オ 第四号厚生年金											
	ア 国民年金	イ 第一号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	ウ 第二号厚生年金	エ 第三号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	オ 第四号厚生年金											
	ア 国民年金	イ 第一号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	ウ 第二号厚生年金	エ 第三号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	オ 第四号厚生年金											
	ア 国民年金	イ 第一号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	ウ 第二号厚生年金	エ 第三号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	オ 第四号厚生年金											
	ア 国民年金	イ 第一号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	ウ 第二号厚生年金	エ 第三号厚生年金	年 月 日	年 月 日								
	オ 第四号厚生年金											
	離婚時みなし組合員期間 (被扶養配偶者みなし組合員期間)			年 月 日	年 月 日							
	学生の保険料納付特例期間 年金未加入期間等			年 月 日	年 月 日							
<p>私の年金加入期間等は上記のとおりでありますから報告します。</p> <p>(あて先)京都市職員共済組合理事長 住所 〒</p> <p>令和 年 月 日 組合員 氏名</p>												

<年金加入期間等報告書の記入の際は、裏面をご覧ください>

## 「年金加入期間等報告書」の記入方法について

### 1 「年金加入期間」の欄

「年金加入期間」欄には、京都市職員共済組合の組合員となるまでの年金制度の加入期間等について、制度の種類ごとに、かつ、履歴順に次の(1)～(4)により記入してください。

- (1) 「年金制度」欄は、該当する年金制度に○印を付してください。
- (2) 国民年金の第1号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に、例えば、「学生」、「自営業」、「アルバイト」、「パート」、「無職」等と記入してください。
- (3) 国民年金の第3号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に「被扶養配偶者」と記入してください。
- (4) 出向等により退職することなく他の地方公共団体等の職員となった場合には、その出向等の翌日をそれぞれ前の勤務先の「資格喪失年月日」欄及び後の勤務先の「資格取得年月日」欄に記入してください。

### 2 「離婚時みなし組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間)」の欄

「離婚時みなし組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間)」の欄には、平成19年4月1日以降に離婚時の年金分割制度により共済年金の分割を行い、第二号厚生年金(国共済)又は第三号厚生年金(地共済)の被保険者期間とみなされる期間を有している場合に、その期間の始期を「資格取得年月日」欄に、終期を「資格喪失年月日」欄に記入してください。

また、「勤務先等」欄には、離婚時みなし組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間)を有している共済組合の名称を記入してください。

### 3 「学生の保険料納付特例期間・年金未加入期間等」の欄

「学生の保険料納付特例期間・年金未加入期間等」欄には、20歳以上の期間のうち、学生の納付特例を申請した期間や、国民年金の未納期間等がある場合に、その期間の始期を「資格取得年月日」欄に、終期を「資格喪失年月日」欄に記入してください。

また、「勤務先等」欄には、例えば、「学生の納付特例」、「学生」、「自営業」、「アルバイト」、「パート」、「無職」等と記入してください。

### 4 その他

20歳以上の方は必ず基礎年金番号を記入してください。20歳未満であっても、基礎年金番号が付番されている場合は、必ず記入してください。

#### <参考>

1 厚生年金の被保険者は、次の4種類に区分されています。(厚生年金保険法第2条の5第1項)

ア 第1号厚生年金被保険者

次のイからエまでに該当しない厚生年金保険の被保険者が該当します。

イ 第2号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員が該当します。

ウ 第3号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員が該当します。

エ 第4号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済組合制度の加入者が該当します。

2 国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています(国民年金法第7条第1項)。

ア 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次のイ及びウに該当しない方が該当します。

イ 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者が該当します。

ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方が該当します。